

○守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和58年3月18日

規則第2号

改正 昭和59年9月28日規則第20号

昭和62年3月11日規則第5号

平成元年3月31日規則第24号

平成3年6月29日規則第21号

平成4年2月25日規則第4号

平成6年9月22日規則第14号

平成7年3月28日規則第10号

平成8年10月4日規則第19号

平成9年9月1日規則第26号

平成9年10月13日規則第27号

平成10年10月8日規則第21号

平成12年3月31日規則第16号

平成12年12月28日規則第55号

平成13年3月29日規則第9号

平成15年3月24日規則第5号

平成17年9月28日規則第52号

平成18年4月19日規則第30号

平成20年3月31日規則第34号

平成21年7月1日規則第36号

平成22年9月30日規則第42号

平成23年3月29日規則第5号

平成24年8月29日規則第27号

平成26年3月5日規則第7号

平成26年9月30日規則第33号

平成28年3月30日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(医療福祉費受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証（交付・更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療福祉費の支給を受けられる場合は、同項に規定する事実を明らかにすることができる書類
- (2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、次の各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

- (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会

保険各法の被保険者，組合員，被扶養者にあつては，その旨を証する書類

(2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては，その妊娠を証する書類

(3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては，守谷市長が定める書類

(4) 条例第2条第3号ア（イ）に該当する者にあつては，同号に定める障がいの程度を証する書類

(5) 条例第2条第3号ア（ウ）に該当する者にあつては，在学を証する書類

(6) 条例第2条第5号アからオに該当する者にあつては，同号に定める障がいの程度を証する書類，カにあつては，年金証書

4 市長は，医療福祉費受給者証の有効期間を更新する場合であつて，第1項の申請書に記載すべき事項を公簿等により確認することができるときは，当該申請書の提出を省略させることができる。

（受給者証の交付）

第4条 市長は，前条に規定する申請書に基づいて，条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であり，条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは，申請者が妊産婦以外の者である場合にあつては医療福祉費受給者証（様式第2号）を，妊産婦である場合にあつては妊産婦医療福祉費受給者証（様式第2号の2）を交付するものとする。

2 市長は，対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児の場合は，医療福祉費受給者証の有効期限の欄に，入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限り対象となる旨を表示するものとする。

（受給者証の再交付申請）

第5条 医療福祉費受給者証若しくは妊産婦医療福祉費受給者証（以下「受給者証」と総称する。）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）又

は条例第4条第5項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書（様式第3号）を提出し、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（医療福祉費の支給申請）

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

（1） 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等（以下「保険医療機関等」という。）の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは付加給付金の支給証明書

（2） その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 支給額の支払は、前条の申請をした者の指定する口座に振り込むものとする。

（受療の手続）

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証

又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(災害等による損失等の計算方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和58年政令第6号）第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は、医療福祉費受給資格等変更届（様式第7号）に受給者証を添えて行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払口座等
- (6) 条例第2条第3号ア（イ）に定める者の障がいの程度
- (7) 条例第2条第3号ア（ウ）に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障がいの程度
- (9) 対象者の加入している国民健康保険又は医療保険（以下「加入保険」という。）の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- (10) 対象者の加入保険の保険者及びその所在地又は名称

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届（様式第8号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月28日規則第20号)

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。ただし、守谷町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号）第3条の規定に基づき、この規則の施行日以後の新たな対象者に関する様式第6号に係る改正規定を除く。

附 則 (昭和62年3月11日規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則 (平成元年3月31日規則第24号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月29日規則第21号)

- 1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規

定に基づく様式については、なお使用することができる。

附 則（平成4年2月25日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成6年9月22日規則第14号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成7年3月28日規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成8年10月4日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月1日規則第26号）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則による様式については、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

附 則（平成9年10月13日規則第27号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年10月8日規則第21号）

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第16号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第55号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の守谷町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

附 則（平成13年3月29日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月24日規則第5号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

附 則（平成17年9月28日規則第52号）

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成18年4月19日規則第30号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第34号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成21年7月1日規則第36号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日規則第42号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第5号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則に規定する様式により作成した用紙で現に残存するものは、所要の補正をした上で使用することができる。

附 則（平成24年8月29日規則第27号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第33号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)

年度		作成日		個人コード		氏名		性別	生年月日	続柄	住所コード	対象者区分		区分	受給者番号				
												1 削除 2 新規 3 修正	84 小児 83 重度心身障害者 87 父子家庭	86 妊産婦 85 65歳以上重度心身障害者 88 母子家庭					
記録	1 受給者																		
	2 配偶者・若母																		
	3 扶養義務者																		
	4 被保険者																		
所得控除		前年の所得(控除前)	前年の所得(控除後)	雑損	医療費	社会・定額控除	小規模共済	本控除	扶養控除	老齢控除	学扶控除	老齢特給	特定扶養	免除額・災害医療費	控除後の判定所得	非課税	課税	判定	判定額
加入医療保険		保険者コード	種別	退職区分	保険区分	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合員証の記号及び番号		保険種別の内容				退職区分の内容		保険区分の内容			
										1 協会 2 組合 3 日雇 4 船員	5 共済 6 国保 7 国組 8 後期	開始 終了		1 本人 2 被扶養者	1 本人 2 家族				
保険者名称所在地																			
口座項目		銀行コード	支店コード	科目	口座番号	口座名義人(カナ)				妊産婦	出産予定日	妊娠届出日							
資格取得		事由	取得年月日	事由	取得年月日	電話番号		上記のとおり医療福祉費受給者証の交付(更新)を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 印								備考			
事由内容		1 新規 2 転入 3 生保非該当 4 離婚	5 障害等 6 死別 7 高校等在学 8 その他	1 死亡 2 転出 3 生保該当 4 婚姻 5 その他	その他の宛名メモ	電話番号													
審査		1 課税台帳 国民年金等台帳	2 戸籍簿 3 住民票	4 国保台帳 被保険者証	5	メモ欄1													
附加給付の状況		現物	有・無(代理有・無)	有・無(代理有・無)	償還	有・無													

様式第2号(第4条関係)

(表)

㊦医療福祉費受給者証		
公費負担者番号	.....	
受給者番号	.....	
被保険者証等の 記号及び番号	.....	
保険種別	.....	
保険者番号	.....	
受 給 者	住 所	.....
	氏 名	..... 男 女
	生年月日	.....年 月 日
有 効 期 間	自	.....年 月 日
	至	.....年 月 日
守谷市 ㊦		
交 付 年 月 日	.....年 月 日	



(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、守谷市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに守谷市役所に届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに守谷市役所へ返還してください。
- 5 その他おわかりにならないことは、守谷市役所窓口でおたずねください。

様式第2号の2(第4条関係)

(表面)

 妊産婦医療福祉費受給者証 ◎この証は、原則として産科・婦人科を標ぼうする医療機関を受診するときのみ有効です。									
公 費 負 担 者 番 号									
受 給 者 番 号									
被保険者証等の記号及び番号									
保 険 種 別									
保 険 者 番 号									
受 給 者	住 所								
	氏 名								
	生 年 月 日								
有 効 期 間		年 月 日 から 出産日の属する月の翌月末日 まで (出産予定日 年 月 日)							
茨 城 県 守 谷 市									
									
交 付 年 月 日									

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、守谷市医療福祉費の支給に関する条例により医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
  - 2 医療福祉費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
  - 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに守谷市役所へ届け出てください。
  - 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出若しくは死亡したとき又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかにこの証を守谷市役所へ返還してください。
  - 5 その他おわかりにならないことは、守谷市役所におたずねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合であつて、産科・婦人科を標ぼうする医療機関から紹介がある場合は対象となります。

様式第3号(第5条関係)

医療福祉費受給者証再交付申請書

公費負担者 番号		対象者	男女
受給者番号		氏名	年 月 日生
再交付申請 の理由			
<b>誓 約 書</b>			
受給者証を発見したときは、直ちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけることを誓約します。			
受給者 ㊟			
(注)押印は、署名(自署)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。			
上記のとおり申請します。			
年 月 日			
守谷市長 宛て			
申請者 住所			
(受給者又は 氏名 ㊟ 保護者)			
(注)押印は、署名(自署)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。			

様式第4号(第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書			
公費負担者番号		受給者氏名	男・女
受給者番号			
保険者名, 被保険者証等の記号及び番号		生年月日	年 月 日
医療機関等の所在地及び名称又は氏名			
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他( )	医療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)			円
<p>上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>守谷市長 宛て</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 (受給者又は保護者) 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(注) 押印は, 署名(自筆)の場合は必要ありません。 押印をぼ印に代えることは差し支えありません。</p>			
<p>(注)1 添付書類</p> <p>① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書</p> <p>② 高額療養費・附加給付等がある場合は, 支給決定通知書の写し又は支給証明書</p> <p>2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額入院自己負担金額他法による公費負担額, 高額療養費等を控除した額が支給されます。</p> <p>3 ※欄は, 市町村で記入します。</p>			

※ 支給 内 訳	領収書等の金額		患者負担割合金額		
	円		①	②	③
			円	円	円
	控除額内訳	他法公費負担額	円	附加給付額	円
		高額療養費	円	その他	円
		円	控除額計 ④	円	
	交付決定額	①+②+③-④			円

医療福祉費支給決定通知書

年 月 日

様

守谷市長



年 月 日付けで申請のありました医療福祉費の支給について、審査の結果、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

- 1 承認  
支給額 円  
支払期日 年 月 日
- 2 不承認 一部不承認  
理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に守谷市長に対して審査請求をすることができます。

さらに、この処分取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6箇月以内に守谷市を被告として（訴訟において守谷市を代表する者は、守谷市長となります。）提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定があった日（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第10条関係)

医療福祉費受給資格等変更届

届出事項	変更前		変更後		変更年月日
	公費負担者番号	受給者番号	受給者氏名		
氏名	ふりがな		ふりがな		
住所	守谷市		守谷市		・ ・ 移転
扶養義務者	対象者又はその父母との続柄 ( )		対象者又はその父母との続柄 ( )		
所得	円		円		
支払口座等	支払区分 金融機関名 口座番号	預金種類 口座名称	支払区分 金融機関名 口座番号	預金種類 口座名称	
障害の程度	級		級		
高校等在学状況	学校名等		学校名等		
加入保険の世帯主、被保険者、組合員	世帯主 被保険者 組合員		世帯主 被保険者 組合員		
種別 保険者の名称 所在地	協会・組・船・共・国・国組・ 後期		協会・組・船・共・国・国組・ 後期		・ ・ 変更
被保険者証等の 記号及び番号					
<p>医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>守谷市長 宛て</p> <p style="text-align: right;">住所 届出人 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>					

様式第8号(第11条関係)

第三者の行為による被害届			
公費負担者番号		対象者	男女
受給者番号		氏名	年 月 日生
その事故の要旨等 (日時, 場所, 状況等)			
疾病又は 負傷の状況			
第三者の住所(居所)及び氏名(名称), 日時住所(居所)が明らかでない時はその旨			
示談の有無	有・無(示談があった場合は, 示談書の写しを添えること)		
損害賠償金の額			
上記金額の受領年月日(見込み)			
<p>上記のとおりお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>守谷市長 宛て</p> <p style="text-align: right;">届出人 受給者又は 住所 保護者等 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第2号の2（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号 削除

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）